

住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会運営要綱

第1 趣 旨

住民基本台帳ネットワークシステムの運営、個人情報保護措置、セキュリティ対策、地方公共団体の体制などのあり方について幅広く調査審議を行い、総務大臣に意見を述べることを目的とする。

第2 名 称

名称は、「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」（以下「調査委員会」という。）とする。

第3 構 成

調査委員会は別紙のメンバーをもって構成する。

第4 座 長

- 1 調査委員会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- 2 座長は会務を総理する。
- 3 座長が不在又は座長に事故がある場合には、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

第5 議 事

- 1 調査委員会の会議は座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に調査委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第6 その他

- 1 調査委員会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課において処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営その他調査委員会に関し必要な事項は座長が定める。